

知的財産政策に関する意見

2023年4月20日
日本商工会議所
東京商工会議所

基本的な考え方

(中小企業の付加価値拡大の鍵は「知的財産の創造と活用」、諸外国に負けない支援の拡充)

わが国の中小企業を取り巻く環境は、物価高に価格転嫁が追い付かず企業収益が圧迫される中、人手不足も深刻化しており、自発的な賃上げや新たな成長に向けた投資に挑戦できる原資確保・拡大が急務である。取引適正化・価格転嫁を推進するとともに、持続的な成長に向けて、付加価値拡大による売上・収益向上が不可欠であり、付加価値を生み出すイノベーションの源泉は、知的財産など無形資産の活用である。

世界では投資の中心が研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産へと移行し、企業の付加価値を向上させ、経済成長を牽引している。2010年と2020年の研究開発投資を比較すると、米国は1.57倍、中国は2.48倍まで投資額を伸ばしている一方で日本は1.12倍とほぼ横ばいとなっている。日本全体の経済成長のためには、競争力の源泉である知財、人材、研究開発への民間投資を促していく必要がある。そのためには、企業数の99.7%を占める中小企業の果たす役割は大きく、諸外国に負けない知財支援策の拡充により、知財を活用した「稼ぐ力」を強化していくことが重要である。

(知財取引適正化の推進と、経済安全保障と知財価値向上に資する知財保護強化が急務)

中小企業と大企業の共存共栄に向け、適切な契約による知財取引の適正化を進めるとともに、知的競争のグローバル化が進展し、知財や技術等の海外流出リスクが高まる中、経済安全保障の観点から知財保護への対応が重要である。あわせて、適正な対価が享受できるようにするとともに、知財価値が適正に評価され、侵害が抑止されるような権利の保護強化が急務である。

(地域における産学官金連携による知財を活用した新産業・事業創出の推進)

インバウンド・観光需要が本格回復に向かう中、各地域が持つ有形・無形の資源を磨き上げ、地域に良質な仕事と雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出すことが重要である。地域の持続的な成長のためには、知財を核とした産学官金連携による新産業・事業創出、人材育成等を推進し、地域中小企業の生産性向上および競争力強化への取組みを強力に後押しする必要がある。

(コンテンツ関連産業による外需取込みとデジタル空間等の新市場における環境整備)

わが国が世界に誇るコンテンツの市場規模拡大と海外需要の取込みに向け、良質なコンテンツを生み出す関連産業の保護・育成に向けた環境整備が重要である。あわせて、新たな市場として急成長するメタバース等、デジタル空間における知財保護に向けた法的課題の整理等の環境整備も必要である。

以上の4つの考え方のもと、商工会議所は、特許庁、INPIT、日本弁理士会と連携し、中小企業の知財活用と保護を伴走型で支援するとともに、地域一体となった地方創生に取り組み、中小企業と地域の自己変革を支え、新たな価値の創造に取り組む所存である。政府には、「知的財産推進計画2023」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

I. 中小企業・スタートアップにおける知的財産の創造・活用

1. 中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する知財経営支援体制の強化

日本商工会議所は、特許庁・INPIT・弁理士会と連携し、中小企業のイノベーション創出、付加価値拡大の核となる知的財産の活用促進と保護への取組みを推進している。各地商工会議所やよろず支援拠点等、中小企業支援機関における支援体制の強化と必要な予算措置を講じられたい。

わが国の強みは技術力であり、科学技術立国の再興に向けては、初めて出願する際の出願代理費用の実質無料化などにより、企業の無形資産活用の第一歩を後押しする支援策が必要である。

(1) 初出願代理費用の助成による実質無料化

中小企業にとって出願のハードルは極めて高く、出願促進には、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の知財総合支援窓口や弁理士会等におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初出願の事業者への支援を拡充して出願への一歩を踏みださせ、成功経験を積ませることは、次なる出願を促す投資となる。中国では積極的な出願支援や登録補助により国を挙げて初めての出願を奨励し、出願数は大幅に増加した。初めての出願に限っては出願代理費用の助成による実質無料化を行われたい。

(2) 中小企業の「稼ぐ力」発掘と多角的な支援体制の整備

中小企業においては、自社の持つ技術や工夫、ノウハウが知的財産であることを認識しておらず、付加価値向上の核として活用できていないケースも多く存在する。そのため、企業に眠る「稼ぐ力」の発掘に向けた組織づくり・人材育成を政府主体で行われたい。また、発掘した知的財産を企業経営に活用していくにあたり、中小企業支援機関と知財総合支援窓口や弁理士・弁護士等の連携を強化し、経営戦略・知財戦略へのアドバイス等、多角的できめ細やかな支援が行われる体制整備を図られたい。

(3) 利便性向上に資するオンライン相談体制の強化

コロナ禍を通じて、INPITの知財総合支援窓口でのオンライン相談体制が確立されたが、オンライン相談の需要は継続して高い。相談窓口の利便性向上に向け、オンライン相談の継続実施と相談体制の一層の強化を行われたい。

(4) 外国出願も含めて、中小企業への模倣被害対策など知財保護に係る情報提供とコンサル支援

多くの中小企業から模倣被害の対応に苦慮する声が多く寄せられている。新たな発明等の相談があった場合には、出願等の説明とあわせ、模倣被害対策や被害を受けた場合の対応等の指導が求められる。特に、海外での保護が必要な場合は、外国出願の手続き・どの国で保護を行うか・製品やサービスの特徴にあわせた情報提供とコンサル支援が必要である。

2. 中小企業経営者への知財の重要性の普及・啓発と活用促進

わが国の特許出願件数は、2019年度までは30万件を超える水準で推移してきたが、2020年度以降は29万件程度で推移している（中小企業の特許出願件数は、2019年度・2020年度は増加、2021年度は減少）。イノベーション創出に向けて、わが国の99.7%を占める中小企業の知財取得・活用をより一層促進することが急務である。

(1) 中小企業経営者への知財活用と保護・適正化に係る「気づき」の推進

日本商工会議所は、特許庁・INPIT・弁理士会と連携し、中小企業のイノベーション創出、付加

価値拡大の核となる知的財産の活用促進と保護への取組みを推進している。今後、特許庁や INPIT、弁理士会、商工会議所などによる知財の重要性の気づきを与えるセミナーの開催など、中小企業経営者への知的財産活用と保護・適正化に係る「気づき」の推進に向けた施策の拡充が必要である。

(2) ウェブサイト・SNS等を活用した知財経営の成功事例の周知に関する予算措置の実施

経営者に対して、知的財産の活用が企業経営における「稼ぐ力」であることを認識させるためには、実際に利益を生み出している企業の成功事例を周知することが効果的である。昨今、SNS等の普及により、直接的に経営者に対して情報提供を行える環境が整っているため、弁理士会などの関係機関との連携の中で収集した事例を集約し、官民一体となって知財経営を促進するための予算措置を講じられたい。

(3) 民間開放も含めた特許庁の開放特許データベースの活用

現状では特許の約半数が未利用であることから、未利用特許の活用促進に向けて、ライセンス促進策を検討していくべきである。中小企業が大企業等の特許ライセンスを受けて事業化を目指す際、開放特許情報データベースを活用すれば開放特許を検索可能だが、表面上の特許情報では事業ニーズとの突き合わせに至らず、ライセンス契約に結び付いていない。ライセンス促進に向け、民間のデータベース会社と連携した、民間開放も含めて、特許庁の開放特許データベースの活用を検討すべき。

(4) イノベーション創出に向けたマッチング支援のさらなる拡大

中小企業が付加価値拡大に向けたイノベーションを促進させるための新事業展開や事業拡大を図るには、大学等の研究機関や企業間での連携が重要である。イノベーション促進に向け、民間マッチング事業者の活用等が図られているが、大学等の研究機関のみならず、技術力のある企業情報等も掲載でき、マッチングを求める者が相互に活用できるデータベースの構築を民間のマッチング事業者と連携し、検討されたい。

(5) 知財への理解促進に向けた特許庁・INPITのウェブサイトの改善

知的財産の活用が自社の付加価値拡大に繋がることに気づき、活用に向かっていく中では、特許庁・INPITのウェブサイトから知的財産に関する理解促進が不可欠である。現在も制度や目的など、事業者の立場から検索が行えるウェブサイトの構築がなされているが、実際の利用者が分かりやすさについてフィードバックを行えるなど、さらなる利便性向上に繋がる環境づくりを進められたい。

(6) IP ePlat サイトの更なる充実化と初サイト訪問者にも分かりやすいコンテンツの整理

IP ePlat (INPIT が提供する知財に関する知識を提供するウェブサイト) に対し、中小企業からは「知財担当従業員の知識向上に役立っている」との声が寄せられている。一方で、初めてサイトを訪れた者にとっては、自身の関心あるコンテンツが存在しているか分かりにくい状態となっている。関心が高まる知財ミックスに関するコンテンツの追加等、サイトの更なる充実化を図るとともに、理解度に応じた学習コンテンツの階層化など、初めての者にも分かりやすいコンテンツの整理が必要である。

(7) J-PlatPat への AI 機能を実装による検索機能の強化

特許出願においては、拒絶理由の多くは新規性・進歩性の欠如によるものであり、先行技術調査は重要である。J-PlatPat に AI 機能を実装し、同システムの使い方を習熟していない者にとっても使いやすい検索機能にするとともに、検索結果についても案件が出願中・権利存続中・存続期間切れ等がわかりやすい表示されるよう改善されたい。

3. 知財金融の推進

中小企業やスタートアップの資金調達においては不動産等の有形資産を担保とする融資が主流であることが課題の一つとなっている。デジタル化やグローバル化の進展により起業や事業拡大の障壁が低くなる中、知財をはじめ自社が保有する技術、ノウハウ等の無形資産を活かした、事業性、成長性、将来キャッシュフローに着目した融資のさらなる活発化が必要である。知財金融の推進に向けて、適切な制度設計、環境整備を早急に図るべきである。

(1) 知財を用いた資金調達制度の抜本的強化

上場企業をはじめとする大企業向けの知財投資・活用に向けた環境整備は進展している。一方で、中小企業向けの知財を用いた資金調達は、知財ビジネス評価書などの間接的支援はあるものの、有形固定資産を担保とする融資が中心である。知財金融の推進が進む中国等の諸外国の先進事例を参考に、知財を用いた資金調達制度の抜本的強化を図られたい。具体的には、特許等の出願を行っているなど、知財を活用した事業を推進していることを融資適格と評価し、政府系金融機関において低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能とする「知財公的融資制度」の創設や、特許等の出願を行っていることを信用材料として、融資額を上乗せする中小企業向け融資制度の導入を検討されたい。あわせて、導入に際しては、知的財産推進本部や関係省庁でKPIの設定・モニタリングを実施することで実績の評価・検証を行い、民間金融機関における同制度の普及に繋げられたい。

(2) 専門家を活用した、知財の流通を促進する環境整備

日本においては、特許流通マーケットが発達しておらず、マーケットアプローチでの価値評価が難しい点が知財金融の推進における課題となっている。知財の目利きができる専門家を活用し、特許権をはじめとする知財の流通を促進する環境整備を進められたい。

(3) 事業成長担保権の創設・整備

現在、政府において検討が進められている事業成長担保権は、有形資産を持たないスタートアップ、新たな事業展開に挑戦する中小企業等が新たな成長資金を調達する有効な選択肢であると共に、起業リスクにも繋がる経営者保証に依らない融資にも資することが期待される。制度設計にあたっては、譲渡担保等既存の商取引への影響に配慮しつつ、価値ある事業を成長させる観点から、貸し手・借り手の双方にとって簡易・迅速・廉価で利便性の良いものとするべきである。政府においては、無形資産投融資が活発な諸外国の制度等も参考に、関係省庁連携の上、本制度の創設・整備を検討されたい。

(4) 会計法や地方自治法等において、知財が活用されるような法整備の検討

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的財産が尊重されず、中小企業の新規参入の障壁となっている。わが国のイノベーション促進と中小企業振興に向けて、中小企業の新たな市場を確保する観点から、従来の価格や実績を重視する仕組みを改め、知的財産も考慮した公共調達にするなど、会計法や地方自治法等において、知的財産が活用されるような法整備を検討すべきである。

(5) IP ランドスケープを活用した知財経営の普及・定着

IP ランドスケープは知財や市場等の情報を分析し、自社の強みや市場での位置づけを見える化し、経営戦略・事業戦略に活かす取り組みであり、企業の迅速な経営判断に有用である。一方、知財に関する専門人材が少ない中小企業においては、独力で IP ランドスケープを作成することは困難であることから、セミナーや事例研究を進めるとともに、INPIT による IP ランドスケープ支援事業における採択件数を拡充するとともに、民間による IP ランドスケープ作成を支援されたい。また、

中小企業が身近に IP ランドスケープに触れられるよう、IP ランドスケープを簡便に作成するツールの開発を検討されたい。

4. 研究開発促進に向けた税制等の制度措置

中小企業の知財権の国内保有の推進や、開発された特許をイノベーションの促進に繋げるための税制等の十分な措置や整備がされていない。

(1) 国際競争力強化に向けたパテント・ボックス税制の創設

技術力・人材力の観点では、国内外を問わず研究開発が可能であるが、欧州を中心に導入されている知的財産から生じる所得に対する税制措置が日本には存在しておらず、わが国における研究開発拠点の立地やイノベーション促進の足かせとなっている。中小企業の知財権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型ベンチャー企業の支援のため、諸外国で導入されている、特許権など特定の知的財産から生じた所得に対する法人税の軽減を認める租税優遇措置である「パテント・ボックス税制」の創設を図られたい。

(2) 研究開発税制の利便性向上

中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる研究開発税制は存在するが、本制度の活用促進に向け、特許譲受対価を追加されたい。また、中小企業に対して、人件費の専従要件の緩和や試験研究費の対象拡大等の改善を図られたい。

5. 海外出願に伴う支援体制の拡充

グローバル化の進展に伴い、知的財産を活用した海外展開も進んでおり、PCT 国際特許出願の件数も高い水準を示している。一方、外国出願に伴う支援体制や、中小企業における他国からの模倣被害に関するリスク啓発や対策が十分でない。

(1) 外国出願補助金制度の制度改善

現在の外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）は年間で複数回の公募であり、各回の公募期間も限定的であるため、企業の出願スケジュールに合致していないケースがある。外国出願補助金制度の公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使いやすい制度への改善を図られたい。

(2) PCT 出願やマドリッド制度、ハーグ制度等の海外出願制度の普及・啓発

海外展開を進めるうえで、中小企業からは自社製品を製造・開発しても、他国から模倣被害を受けてしまった際、開発費等を十分に回収できないと指摘する声が多くある。海外展開を進めるうえで、重要な模倣対策が権利化であるため、PCT 出願やマドリッド制度、2022 年の中国加盟により利用性を増したハーグ制度等の海外出願制度の一層の普及・啓発を実施されたい。

(3) 多国間会合における制度調和に向けた議論の推進、海外展開に関する相談機関の体制強化

海外での権利取得の際、審査基準の違い等で審査結果が左右されるため、その交渉対応に関する専門家費用が負担となっている。五庁会合をはじめとした多国間会合における取組みを実施しているが、制度の調和に向けた議論を一層推進、INPIT や JETRO 等の海外展開に関する相談機関の体制強化を図られたい。

(4) 潜在的な知財リスク把握の必要性に関する普及啓発

国際的な競争力強化の観点から、中小企業が自身の事業に影響し得る潜在的な知財関連リスクについて、不断に把握することの重要性である。セミナー等を通じた普及啓発活動を行うとともに、世界知的所有権機関（WIPO）では中小企業支援の一環として、知財に不慣れな中小企業や個人が自身の知財課題やリスクについてオンラインで診断し、知財の基礎を確認できる知財診断ツールを開発、2021年末より日本語版を公開している。こうしたツールを活用し、中小企業の潜在的な知財リスク把握の必要性に関する普及・活用支援を行う必要がある。

(5) 環境技術のオープンイノベーションのプラットフォームに関する普及啓発

グリーン成長戦略の実現に向け、WIPO は WIPO GREEN という技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。同プラットフォームには 12 万件以上の世界の環境技術が蓄積され、日本からのパートナーも近年急増し、世界一の合計 48 の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されている（2022年9月末現在）。一層 WIPO GREEN が環境技術のオープンイノベーションのプラットフォームとして広く認知・活用されるよう、施策の普及支援を行う必要がある。

6. 国際競争力強化に向けた標準の活用促進

日本の中小企業が海外展開を行っていきにあたり、海外需要を取り込むことができる環境整備が重要である。また、グローバル化が進む中で、標準の活用が重要であるが、経営に標準を取り入れている企業は少なく、標準に関する人材や活動費用も他国と比較して乏しい現状である。

(1) 中小企業の参画にむけた、研究開発プロジェクトの体制整備

グローバル化が進む中、ルール形成に取り組むことで市場創出を目指した企業ほど平均成長率は高い。一方、経営計画等において、ルール形成により、新たな市場を創造する構想を盛り込んでいる企業は全体の3割弱に留まっており、標準化・ルール形成を経営計画に浸透させる働きが重要である。研究開発の成果を社会実装に繋げるため、「グリーンイノベーション基金」など、国・NEDO がファンディングする研究開発プロジェクトが進められている。こうした取り組みの拡大が検討されているが、人員や資金面が潤沢にある大企業の参画が中心となっている。国をあげたルール形成には技術力のある中小企業の参画が重要であるため、中小企業・スタートアップの参画を支援するような体制づくりを推進してもらいたい。

(2) 国際機関や各国への働きかけの実施、国際機関への人材派遣等の施策強化

国際的な競争力確保のための標準の活用の重要性が増加しているが、国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国と比較して乏しい現状である。戦略的な標準活用に向け、ISO や IEC などの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策強化を図られたい。

(3) 規格・基準の相互承認の推進

ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準の統一や調和を一層推進すべきである。また、日本で適法に生産され、取引されている製品が、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準の相互認証を推進されたい。

7. デジタル化推進等による特許行政の効率化・審査の質の向上

中小企業の知財活用を推進していくにあたって、特許行政のデジタル化による効率化は重要である。加えて、真に権利を得るべきではないものに権利が与えられないよう、審査の質を引き続き向上させる必要がある。

(1) 特許権審査における AI・IT の活用の加速、審査の質の向上に向けた審査体制の強化

特許権の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は減少傾向ではあるが、企業からは依然、権利を与えるべきではない技術が特許権として成立している事例があるとの声が聞かれる。中小企業では、無効審判請求を立てて対応を行っていく余裕がなく、仮にこのような特許が成立したとしても、対応を見送らざるを得ないのが実情である。審査の際の AI や IT の活用をより一層加速させるとともに、さらなる質の向上に向けて、審査体制の強化を図られたい。

(2) 審査官の増員や AI・IT の活用による商標審査体制の強化

商標出願件数は近年増加傾向にあり、2012 年と比較すると 1.5 倍以上になっている。審査期間が 2021 年度は短縮したが、今後さらに申請件数が増加する可能性もある。引き続き、審査官の増員や AI・IT の活用により、商標審査体制を強化されたい。

II. 経済安全保障・取引適正化などを踏まえた、知的財産の保護強化

1. 経済安全保障の推進（国内企業の技術流出対策、特許非公開等）

グローバル化が進む中で、人や情報機器を介する技術流出が多発しており、わが国の中小企業における営業秘密の海外流出リスクが高まっている。わが国の利益を守るため、産業とイノベーションへの影響を考慮しつつ、ルール形成等を通じた経済安全保障を推進すべきである。

(1) 国内企業に対する被害防止のための指導や支援の継続実施

近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなど人を介する技術流出事案や、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出事案が多数発生しており、国内企業が有する技術等の営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や、CISO の設置、専門人材による研修や人材育成のための補助等の支援を実施されたい。

(2) 不正競争防止法に基づく損害賠償請求の海外適用、国際裁判管轄への競合管轄規定の導入

韓国では、知的財産権の侵害行為に対して産業財産特別司法警察による取り締まりが行われており、特許や商標に留まらず、営業秘密の侵害行為への対応を行っている。日本においても、不正競争防止法の平成 27 年改正では、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定（21 条 6 項）、海外重罰規定（21 条 3 項）が整備されたが、民事規律における対応は、継続的に検討すべき課題とされており、不正競争防止法違反の抑止力を高める必要がある。日本の重要な技術・ノウハウ等の営業秘密を外国企業が不正に取得・利用して日本企業に損害を与えた場合、疑義なくより広く不正競争防止法に基づく損害賠償請求が可能となるように、制度措置の検討を早急に開始されたい。国際裁判管轄は、ビジネス実態を調査したうえで、競合管轄規定を導入すべき。準拠法の適用範囲に関しても、絶対的強行法規としての検討を進めるべき。また、営業秘密の不正な取得行為における損害賠償額について、令和元年特許法改正と同様の制度改正に向けた検討を行うべき。

(3) 国内企業の情報漏洩の予防に向けた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知徹底

IPA（情報処理推進機構）の2020年度の調査によると、営業秘密の漏洩ルートとしては、誤操作・誤認等による漏洩割合が減少する一方で、退職者による持ち出しのほか、現職従業員による金銭目的等の漏洩が増加しており、経済安全保障の観点からは、国内企業の営業秘密情報の海外流出が懸念される。政府において、多様で柔軟な働き方の推進という観点から副業・兼業の普及促進を図っているが、情報漏洩行為を抑止するため、不正競争防止法の実効性を高めることはもとより、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」における秘密保持義務についての周知徹底などを通じ、副業・兼業を要因とする情報漏洩の予防を推進されたい。

(4) サプライチェーン強靱化に基づいた経済安全保障対策の周知・対応指針の作成

ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立の激化等により、サプライチェーンの分断が進んでおり、相手国によって経済安全保障の観点での柔軟な対応が求められている。各国の経済安全保障に関する動向の周知を行うとともに、政府が主体となって対応指針を作成する等、経済活動が安心して行える対策を講じられたい。

(5) 産業発展とイノベーションを阻害しない特許非公開制度の構築

経済安全保障法制に関する有識者会議や分科会において、特許非公開制度の議論が進められている。国益のために同制度の整備は重要であるが、審査期間の長期化や、保全対象範囲の広範化は産業・イノベーションを阻害する恐れがある。諸外国の制度や運用を参考に、対象技術分野を慎重に検討し、スモールスタートの制度設計とすべき。また、年間約29万件の特許出願中、4万件強（約17%）が中小企業の出願であり、出願企業数では6割超が中小企業によるものである。中小企業の特許におけるプレゼンスは大きいと、事務負担の配慮や、予見可能性を高めるため、保全対象発明や審査フロー、損失補償等について、Q&Aの策定や説明会、相談体制の強化を行われたい。

(6) わが国の技術・産業力向上に向けた、中小企業の研究開発の支援強化

近年、世界的に科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核になる中、技術流出の防止とともに、わが国の技術・産業力の向上に向けて、さらなる研究開発の強化を進める必要がある。特に、先端技術の研究開発を進めるためには、人員や資金面で勝る大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップ等の参画が重要である。例えば経済安全保障重要技術育成プログラムなどにおいて、中小企業・スタートアップの参画を支援するような体制づくりを推進するなど、中小企業における研究開発支援を強化されたい。

2. 知財取引の適正化による付加価値向上

取引上の力関係等の要因により、契約において、知的財産・利益の不当な吸い上げに苦慮する中小企業は多い。適正な取引契約の締結や既存契約の見直しを行うとともに、不公正な取引抑制に向けたモニタリングの実施等が重要である。大企業や中小企業、スタートアップ、大学等が公正な契約関係の下で互いに付加価値を高め、グローバルでの国内企業の存在感拡大・強化を目指すべきである。

(1) パートナーシップ構築宣言による適正な知財取引の推進および状況調査の実施

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれている。知財取引の適正化の促進に向け、パートナーシップ構築宣言企業に対する働きかけ強化や、同宣言を遵守しているか調査する等、実効性向上を図られたい。

(2) 知財取引ガイドライン・契約ひな形のさらなる普及と既存契約の見直しの推進

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していきける環境整備として、2021年3月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形が公表された。中小企業からは、パートナーシップ構築宣言やガイドラインの公表により、片務的な契約内容を提示されることが減少しているといった声が届く一方、契約の相手方となる大学や企業に十分に浸透していないといった声もある。また、実務の現場では、長期契約を結んでおり、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれる。「契約」こそが「ビジネス」の基盤である。知財取引ガイドライン・契約ひな形のさらなる普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力する必要がある。ガイドラインの普及にあわせて、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。あわせて、特許庁が公表しているオープンイノベーション促進のためのモデル契約書についても普及・活用を進められたい。

(3) 不適切な知財取引の抑止（知財Gメンの活用、不適切な取引を実施している企業の指導・公表）

知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施する必要がある。また、不公正な知財取引の抑止に向け、知財Gメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表が重要である。中小企業庁が2022年2月に公表した「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、下請中小企業振興法に基づく「助言（注意喚起）」の積極的な実施を行うとともに、知財Gメンを活用し、不適切な取引を実施している企業の指導を行い、必要に応じて企業名を公表するなど、中小企業が安心して取引を行うことのできる環境整備を進められたい。

(4) 標準必須特許における誠実交渉ルールおよび交渉の手引きの周知

標準必須特許（SEP）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。昨年、標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会が設置され、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」が策定された。また、昨年6月には「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」が改訂された。標準必須特許（SEP）のライセンス紛争は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題であるが、実際にわが国の企業が海外の企業から訴えられる事例も生じており、ルールの対外的な発信が求められる。誠実交渉ルールおよび交渉の手引きが広く浸透するよう、権利者・実施者双方への周知を行われたい。

3. 知財価値が適正に評価され、侵害が抑止されるような権利の保護強化（損害賠償等）

中小企業において、知的財産権や営業秘密、技術やノウハウなどの知的財産は企業経営の根幹であり、一度侵害されてしまうと企業経営の継続が危ぶまれてしまう。一方で、現状は侵害に対する抑止力に欠けており、知財訴訟における権利者への補填も十分でない。

(1) 利益吐き出し型賠償制度の導入の検討

知財訴訟における損害賠償について、従来の実損補填の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況。特許権侵害では、これまで一度も刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していない。令和元年改正特許法が反映され、一部では損害賠償額が高額になるケースも出てきているが、引き続き動向に注視しつつ、利益吐き出し型賠償制度の導入について検討すべきである。

(2) 査証制度の発令要件緩和、海外適用、不正競争防止法における査証制度の導入

2019年2月の産構審知財分科会特許制度小委員会の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、「(査証制度は) その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用されることが期待される。」と記されており、現在までに査証が発令されたことはない。一方、国会(第198回)の附帯決議で「必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。」と付されている。近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となり得る証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の検証や発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用(応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に)について検討されたい。

(3) 当事者本人への証拠の開示制限(アトニーズ・アイズ・オンリー制度)の導入

知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人(特許権者)が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能である。しかし、これに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。当事者本人への証拠の開示制限(アトニーズ・アイズ・オンリー制度)について、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて導入を引き続き検討されたい。検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等のバランスに配慮することが必要である。

(4) 知財裁判のDX推進と判決の英語による発信

中国では知財裁判がインターネットで世界に公開されており、その判決は世界の知財裁判に影響を与え、知財裁判地としての国際競争力を高めている。日本においても知財裁判地としての国際競争力を高め、国際的な紛争であっても国内で解決できる割合を高めるべく、知財裁判のDX推進と判決の英語による発信を行うべき。

(5) 中小企業・スタートアップの提起する訴訟における提訴手数料の低額化・定額化

資金や人材が十分でない中小企業は、仮に自社の知的財産を侵害された際、裁判にかかる裁判費用や専門家費用が負担となり、訴訟提起を躊躇してしまう。

例えば、訴額が3億円の訴訟を提起する場合、一審だけで手数料として92万円の納付が必要であり、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、訴額に比例した裁判費用は中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化が必要。

Ⅲ. 地域の産学官金連携による、知的財産を活用した地方創生の推進

1. 大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援

地方に良質な仕事・産業を生み出し、地方経済の活性化を図るには、イノベーションの創出が重要である。その基盤として、大学や研究機関で行われる研究開発があるが、必ずしも研究開発が社会実装に結びついていない。社会実装や地域貢献を進めていくためにも、大学と企業等が共同研究を実施した際、大学等が過度に企業側に知財関連コストを負担させなくても済むように大学等の知財関連財源の充実化を図るとともに、費用負担や実施について適切な契約が結べるよう誠実交渉を推進する等、中小企業が安心して大学と共同研究を実施できる環境整備が必要である。

(1) 大学等の特許を無償開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援

大学や研究機関が保有する特許の多くが利用されておらず、イノベーションの創出、地方経済の活性化に結びついていない。このような中、山口大学では、大学に特許を帰属させずに中小企業に無償開放し、事業化後に有償ライセンス契約に移行する取り組みを行っている。このような事例を参考に、大学等の特許を無償開放し、事業化後にライセンス契約に移行する取り組みの支援強化を図られたい。

(2) 大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築

大学等の保有する知的財産を中小企業・スタートアップを通じて事業化し、社会実装、地域貢献を進めていく必要がある。大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築を図られたい。

(3) 「国際卓越研究大学制度」の推進

諸外国では、研究大学が豊富な資金を背景に、研究力を高めている一方、わが国の大学における研究は資金・人材・民間企業との連携等の不足で低調な状態にある。国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用に向け、大学の有する知的資源の価値化に率先して取り組んでいくため、「国際卓越研究大学制度」の一層の推進を図られたい。

(4) 大学における国際特許出願支援の強化を通じた社会実装の推進

大学の保有する知財を活用し、事業化に繋げる環境整備として、JST に新設される基金を活用した国際特許出願支援の抜本強化措置が行われるが、こうした大学における国際特許出願支援の強化が、中小企業へのライセンス等の促進による社会実装まで繋がるような制度設計を図られたい。

(5) 「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定および周知徹底

大学の研究成果の社会実装に向けた、大学の保有する知財の活用や取引の適正化に繋がる「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定および周知徹底を図られたい。

(6) 共有特許の社会実装に向けた誠実交渉の推進

大学等と地域の中小企業が連携しイノベーションの創出に向けて共同研究を行い、発明した特許を社会実装していくことは地方経済の活性化の観点からも重要である。一方で、企業にとっては市場の動向を見据え、より良いタイミングでの社会実装を図る等、事業化までに一定の時間を有する場合もある。このような場合においても、一定期間不実施であることを理由に企業の下承なくライバル企業等にライセンスされてしまうことは、共同研究を実施した中小企業等が不利益を被ることに繋がる。共有特許の実施については、引き続き他の共有者の同意を得るという現行法に則ったものとするとともに、「大学知財ガバナンスガイドライン」に、社会実装を促進しつつ、立場の弱い中小企業に一方的に負担や不利益が生じることのない契約ひな形を盛り込む等、誠実な交渉が行われる環境整備を推進されたい。

(7) 共同研究契約のひな形等における実施料支払いの要否の明記の働きかけ

共同研究契約では、実施料の支払いを必須としない契約であるにも関わらず、共同出願時に実施料の支払いを必須とされる事例が発生している。共同研究契約のひな形等において、実施料支払いの要否の明記するよう働きかけを実施されたい。

2. 地域団体商標の取得・活用の促進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体で取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値の保護のみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化に繋がる仕組みであり、一層の推進が重要である。

(1) 「地域団体商標」の取得促進、新市場開拓や海外展開に向けた取り組みの強力な推進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体で取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの保護・地域活性化に繋がる仕組みである。地方活性化に向け、「地域団体商標」の取得促進や、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取り組みを強力に推進されたい。

(2) 地域団体商標を10年一括納付で更新する際の更新手数料の減額

地域ブランドは長い年月を経て磨きあげられたものであり、地域ブランドは持続可能な地域づくりの核として長期にわたり維持していくものである。そのため、中長期的に地域活性化に繋げていくため、地域団体商標を10年一括納付で更新する際の更新手数料の減額を行われたい。

3. 知財教育の全国的な展開と人材育成の推進、民間が取り組む知財教育活動への支援

日本は諸外国と比較しても、将来を担う知財人材の不足が顕著であり、知財教育を推進する人材・環境も不足している。知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われているが、知財人材を継続的に育成していくとともに、地方も含め、全国的に知財教育を推進する必要がある。経済安全保障やデジタル市場等の拡大等をふまえ、産業財産権や著作権等に留まらず、データの取扱いやサイバーセキュリティ等に関する教育も重要である。

(1) 初等教育から高等教育、リカレント教育までの知財教育の推進および人材育成

将来の日本を担う知財人材は諸外国と比較しても不足しており、地方および全国的に知財教育を推進していく必要がある。初等教育から中等教育、高等教育、社会人教育やリカレント教育に至るまで知財教育を推進するとともに、知財教育を推進する人材育成を強力に推進されたい。

(2) スーパーサイエンスハイスクール等の指定校の拡充と、指定校における教育支援の一層の充実

文部科学省指定のスーパーサイエンスハイスクールは、先進的な理数系教育を実施しており、今後を担う人材育成に期待がかかる。しかし、県内に1校しか指定校が存在しない県も存在するため、スーパーサイエンスハイスクール等の指定校の拡充と、教育支援の一層の充実を図られたい。

(3) 発明クラブ等、民間が取り組む次世代への知財教育活動への支援強化

教育現場における知財教育は重要であるが、一方で、実際の教育現場は多忙を極めており、新たな教育要素を加える余地がないのが実情である。少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」と「権利を守ることの重要性」を教えるなど、民間が取り組む次世代の知財教育活動への支援の強化も図られたい。

(4) 企業と大学の研究協力体制の強化による知財人材の育成、イノベーション創出

教育現場や学校外における次世代の知財教育活動の推進を図るとともに、大学等の研究者が実務に触れることのできる環境づくりが重要である。また、多くの中小企業では、専門人材の不足により研究開発や知的財産の権利化が進まないケースも見られる。共同研究や大学等の研究機関からの中小企業への知財人材の派遣等により、大学等の知財人材が実務経験を積むことのできる協力体制を構築するとともに、中小企業のイノベーション創出を推進されたい。

4. 第3次地域知財活性化行動計画の策定および実施

知財を活用した地域活性化に向け、国や都道府県が主体となり、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、わが国の成長と地方創生を目標と計画に定めた「地域知財活性化行動計画」が策定されている。今年度からの第3次地域知財活性化行動計画の着実な目標達成が期待される。

(1) 地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に向けた重要業績評価指数（KPI）の設定

国および各都道府県が主体で策定される「第3次地域知財活性化行動計画」に関して、達成可能な数字の積み上げ式ではなく、地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に向けた重要業績評価指数（KPI）の設定など、適正な目標設定を行うとともに、実施によるイノベーション創出と地方創生を推進されたい。

(2) 目標達成に向けた各地の商工会議所への働きかけの実施

「第3次地域知財活性化行動計画」の目標達成においては、地域の産業を担う中小企業への支援が不可欠である。中小企業支援を行う商工会議所へ働きかけ、着実な計画実施を行われたい。

IV. デジタル空間の進展に伴う法整備と日本発コンテンツ市場の拡大

1. デジタル空間における知財保護に向けた環境整備

従来はフィジカルで行われてきた事業のデジタル化が進む中、メタバース空間をはじめとしたデジタル空間における知財保護環境は検討途中にある。新たな産業発展やイノベーションへの影響を考慮しつつ、知財保護に向けた環境整備が必要。

(1) デジタル空間での知財保護に関する法的課題の整理

米国等先行する海外の事例を参考に、産業およびイノベーションを委縮させないよう産業界への影響を配慮し、法制化やソフトロー整備については慎重に検討し、デジタル空間における知財の適切な保護に向けた法的課題を整理すべき。

(2) 諸外国におけるデジタル空間での知財保護に関する動向の周知

米国のプラットフォーム事業者を中心に、諸外国ではデジタル空間における環境整備は進んでおり、わが国はルール形成において後を追う状態となっている。国境のないデジタル空間において、わが国の利益を保持するには、ルール形成において警鐘を鳴らすことのできるよう、各国の動向を注視する必要がある。政府においては、各国のデジタル空間におけるルール形成における動向の把握、積極的な周知・広報を行われたい。

2. 適切なコンテンツ創作環境の構築

アニメーター実態調査2019によると、20～34歳の若年層における平均収入は他産業と比べて相対的に低くなっている。わが国として、競争力を持った作品を継続して創作するためには、制作段階における支援強化に加え、制作者が安心して制作に取り組むことができる労働環境の改善や公正な契約取引の推進が不可欠である。

(1) コンテンツ制作現場の労働環境改善、制作者が適切な報酬を得られる環境整備

持続的なコンテンツ制作には、コンテンツ制作者が安心して働ける環境を整備し、産業界自体の魅力度を向上させることが不可欠である。コンテンツ制作現場の労働環境を改善し、制作者が適切な報酬を得られるように環境を整備されたい。

(2) 著作物に関する公正な契約取引の推進

一部では、コンテンツ制作者が運転資金確保のため、契約により著作権を手放し、長期的な権利対価を獲得できていないケースも見られる。コンテンツ制作者が著作物の権利と、そこから生み出す対価を適正に受益できるよう、公正な契約取引を推進されたい。

(3) フリーランスのコンテンツ制作者が安心して働ける環境整備。

多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加している。放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に加え、2021年3月に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、事業者に対する周知・啓発の強化が必要である。

(4) 独禁法の適格な執行に向けたアプリストア市場の取引慣行の注視

コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、2021年の世界全体のアプリ支出額は前年比2割増となっている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォーマーへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声があがっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中、独禁法の適格な執行に向けてアプリストア市場の取引慣行を注視するとともに、プラットフォーマーに対しては、パートナーシップ構築宣言への参画を働きかけることが必要である。

3. 海賊版サイトやリーチサイトの取締強化による正規コンテンツの利活用の促進

海賊版と知りながら著作権者に無断で漫画や小説等の静止画をダウンロードする行為や、海賊版サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトが蔓延している。

(1) 海賊版サイトやリーチサイトの取締強化

令和2年度に改正著作権法が成立し、例えば、違法漫画サイトへのアクセス数は半減（4億超から2億弱）したが、依然として後継サイトが発生している。引き続き著作権の侵害を抑止できるような、実効性のある環境整備に取り組まれない。

4. 地方の魅力・コンテンツの磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施

コロナ禍においてはテレワーク等の広がりも後押しし、地方移住が注目されていたものの、足元では再び首都圏への流出超過に戻りつつある。地方の持つ魅力を磨き上げ、地方創生やインバウンド拡大に繋げることが重要である。

(1) 地方の魅力の磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施

「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じ、地方の魅力の磨き上げや海外への情報発信、好事例の横展開の実施を推進されたい。

5. 諸外国の好事例を参考にしたコンテンツ産業の支援強化

韓国では国を挙げてコンテンツ産業育成に取り組んでおり、2021年の韓国のコンテンツ輸出額は過去最大の約125億ドルに達した。わが国も、クールジャパン戦略等でコンテンツ振興策を講じているが、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、日本の相対的な存在感が低下している指摘がある。

(1) コンテンツ産業の支援強化、輸出支援強化

諸外国の好事例を参考に、良質なコンテンツを生み出す制作事業者へ支援を行うとともに、海外需要を取り込むための輸出支援を強化されたい。

以上